

山梨県公報

号外第二号

平成十九年

一月四日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県知事選挙の執行……………
- 山梨県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 山梨県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 山梨県知事選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 山梨県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 山梨県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………
- 山梨県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………
- 山梨県知事選挙における選挙長の事務を行う場所……………
- 山梨県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により山梨県知事の選挙を次のとおり執行する。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙の期日 平成十九年一月二十一日

山梨県選挙管理委員会告示第五号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙	長	職務代理者
住所	石澤道夫	住所
南巨摩郡増穂町青柳町九五番地の二		氏名
		新海治夫
		住所
		五号

山梨県選挙管理委員会告示第六号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二日 時 平成十九年一月二十三日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第七号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定により、その放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一日 時 平成十九年一月四日 午後五時三十分
- 二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第八号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における選挙公報の発行について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫
一日 時 平成十九年一月五日 午後五時三十分
二 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第九号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

ポスターを掲示することができる日 平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会告示第十号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

制限額 二千九百十五万四千八百円

山梨県知事選挙選挙長告示第一号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年一月四日

山梨県知事選挙

選挙長 石 澤 道 夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（ただし、平成十九年一月四日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五階会議室とする。）

山梨県知事選挙選挙長告示第二号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年

法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。
平成十九年一月四日

山梨県知事選挙

選挙長 石 澤 道 夫

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日 時 平成十九年一月十八日 午後五時三十分